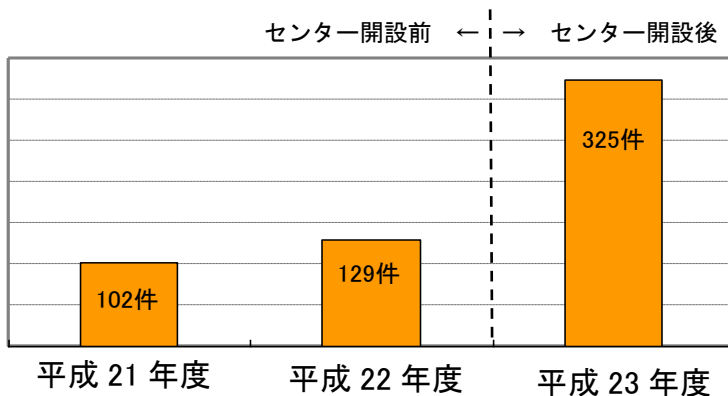


相談件数は年々増加しています。

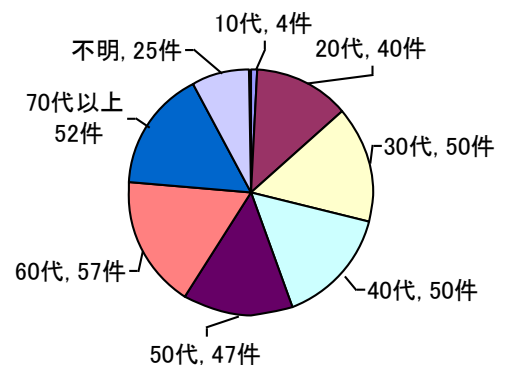
一人で悩まず、お気軽にご相談ください！



鎌ヶ谷市消費生活相談件数の推移



平成23年度年代別相談件数



平成23年4月1日に鎌ヶ谷市消費生活センターが開設し、1年が経過したところですが、昨年度の相談件数は一昨年度と比較して、大幅に増加しました。これは、消費生活センターの認知度が高まったことから、今まで潜在していた消費者トラブルなどが表面化したことにより、相談件数の増加につながったと考えられます。相談者は未成年者から高齢者まで幅広く、特に60代から70代以上の方の相談が多く寄せられています。中には高齢者のご家族やご近所の方が心配して相談されるケースも見られます。

消費生活センターでは、消費者と事業者との間に生じた商品・サービスに関する苦情や消費生活に関する情報の提供など、専門の消費生活相談員が相談を受け付けるなど、市民の皆様のより良い消費生活へのお手伝いをしているところです。

おかしいと感じたり、トラブルが生じた場合などは、早めに消費生活センターに相談しましょう。相談することで被害を未然に防止できたケースも多くあります。

おかしいな・・・と思ったら、お気軽に消費生活センターにご相談を！

【相談窓口電話】

鎌ヶ谷市消費生活センター（鎌ヶ谷市役所2階）

TEL 047-445-1141（市役所代表・内線289）

平日 10:00~16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

消費者ホットライン TEL 0570-064-370

10:00~16:00（年末年始を除く）



～最近、多くみられる相談事例～

ケース1 過去に「上場すれば何倍もの価値になる」と勧められ未公開株を購入したが予定時期を過ぎても上場されず、解約しようと思いきや業者に電話したが通じない。あきらめていたところに、別の業者から電話があり「スーダン通貨を買ってもらったら、その未公開株を高値で買い取る」といわれた。信用して 300 万円を振り込んだが、買取業者の来訪はなく、連絡も取れなくなった。お金を取り戻せるか。

国内で換金が困難な外国通貨を著しく高い価格で購入させる新手の投資トラブルが増えていきます。アフガニスタン、ベトナムやリビアの通貨に関する相談もあります。過去に未公開株の被害にあった人を狙って「外国の通貨を購入すれば、未公開株を買い取るので損失が取り戻せる。」などと勧誘される『劇場型』の手口が多く見られます。複数の事業者が登場し、消費者にお金を支払わせるために、あの手この手で勧誘することから『劇場型』と呼ばれています。

買い取り業者が約束を守ることはなく、支払ったお金を取り戻すことは非常に困難です。知らない業者から「うまい投資話」の勧誘があった場合、業者の説明を鵜呑みにせず、契約する前に消費生活センターに相談しましょう。トラブルに気づかずにいたり、内緒にしている高齢者の方も多いので、家族などが注意して見守ることも必要です。

ケース2 友人に「ネットワークビジネスに参加しないか。商品が原価で安く買える。」と誘われ、会員登録と健康食品や基礎化粧品を契約した。「知人などを勧誘すれば紹介料もボーナスとしてもらえる。」と説明されたので紹介した。一人、商品を購入してくれたが、その後、知人との間が気まずくなった。他に声をかけても契約が取れないので解約したい。

「誰でも簡単に高収入が得られる」などをうたい文句に、友人や知人などを介して消費者を販売組織に勧誘します。会員となった人は、さらに新規の加入者を誘引するという連鎖によって組織を拡大します。その配下の会員の支払う加盟料や商品購入代金などによって自分に利益が増える仕組みの商法で、連鎖販売取引(マルチ商法)といわれ、ネットワークビジネスと説明することもあります。

「身近な人から勧められるため断りにくい」「勧誘時の説明と違い、商品が売れず、友人を勧誘できない」など、組織に加入しても全員が収益を得ることはありえないとも言われます。また、組織に加入し販売活動を行うことは事業者としての責任が生じます。「簡単に儲かる」「夢の実現」などの甘い言葉に惑わされないで、少しでも疑問を感じたら、その場で契約はしないこと。

連鎖販売取引ではクーリング・オフ(20 日間)の適用があります[★]。期間が経過しても、入会后一年以内に退会した場合は、退会申出前 90 日に受け取った商品で未使用のものは解約・返品ができ、それに伴う損害賠償額の上限も規定されています。

クーリング・オフ制度を知っていますか？

クーリング・オフ制度とは、一定期間は消費者に契約について考え直す時間を与え、無条件で契約を解除できる制度です。ただし、通信販売での購入品や店舗購入品、3,000 円未満の現金取引、開封済消耗品などはクーリングオフ制度が適用されないなど、例外もあります。詳しくは消費生活センターにお問合せ下さい。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での指定商品・権利・役務の契約	8 日間
電話勧誘販売	業者からの電話による指定商品・権利・役務の契約	8 日間
★ 連鎖販売取引	マルチ商法による取引・店舗契約を含む・指定商品無	20 日間
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・学習塾・結婚相手紹介サービス等	8 日間
業務提供誘引販売取引	内職商法による取引・店舗契約を含む・指定商品無	20 日間

※ 期間の起算日は「法定の契約書面が交付された日」からであり、初日も算入する。